

e - 普及だより

第12号(通算643号)

平成17年4月  
編集・発行 農林水産省経営局普及課／女性・就農課

このメールマガジンは、普及事業に関する情報などを、登録された皆様に無料でお届けするものです。

☆平成17年度以降の普及組織体制の状況について☆  
普及課組織班 松本 万里

☆普及員だより☆  
鹿児島県大島農業改良普及センター 茶圓 耕一

☆平成16年度経営体育成普及活動全国コンクールエピソード編

☆普及課からのお知らせ☆

- ・普及職員資格試験情報
- ・平成17年度に国段階で実施する普及指導員等研修計画について
- ・普及職員等を対象にしたe-ラーニング講座の開設
- ・農業改良資金最新貸付事例紹介
- ・人事異動について

◇◆◇農産安全管理課からのお知らせ◇◆◇  
・「食品安全のためのGAP」策定・普及マニュアル（初版）について

★農政情報★  
・新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました

★編集後記★

## 平成 17 年度以降の普及組織体制の状況について

普及課組織班 松本 万里

4月1日、改正農業改良助長法が施行となりました。普及課では、今回の改正事項のひとつである普及センターの設置の弾力化により、各都道府県ではそれぞれの実情に応じた様々な組織体制がとられる事になるため、3月上旬段階で組織体制の検討状況について都道府県から聞き取りを行いました。その結果、各県ごとの傾向として、普及指導センターとして単独設置するところが1県、試験場等との統合により組織上技術センターと位置づけるところが5県、地方行政機関の内部組織として位置づけるところが24県となっております（一部の県で上記分類に跨る複合的な設置形態もあることから、おって、4月当初の状況を把握し、詳細な整理を行う予定です。）。

普及課では、改正法の施行準備段階で、上記のような各県の組織体制のあり方については、次のような考え方で各都道府県からの相談に対応してきました。すなわち、現下の地方分権の下で都道府県の裁量が発揮されることが重要である一方で、農業改良助長法や交付金の基本的な性質にかんがみ、①組織体制の姿いかんに問わらず、普及指導員の専門性を確保することが極めて重要であるので、各県の組織体制や活動体制を検討する際に十分留意いただきたいこと、②交付金対象組織として、県の特定の機関・組織を位置づける場合、その組織規定、事務分掌規定において、助長法の普及指導センターとして、助長法に規定される事務事業を担当するという責任範囲を明確化する必要があること、と いう 2点です。

国、地方公共団体とも行政機構の厳しい見直しを迫られている情勢の中、普及事業についても、都道府県の一部局として効率的かつ効果的な体制で実施していく必要があるわけですが、活動拠点が「地域農業改良普及センター」として

e-普及だよりメルマガ版12号.txt  
て全国的に統一されていた従来とは異なり、今後は、普及指導員個人や普及組織の活動を農業者にとって判りやすいものにすることに加え、隣接する行政職員や試験研究職員との役割分担と連携の在り方、普及事業を進める上で全国的あるいは全国的な技術知見の集約・活用体制等について、実態に即したより機動的な対応が必要になっていくものと考えています。

今後、普及指導員の皆さんにおかれでは、農業者の現場課題解決のための相談相手であるという職務をこれまで以上に意識し、また、対外的にもこのことを明確にしていくよう心がけていただきたいと考えております。特に、行政機関や試験研究機関の中で仕事をされる普及指導員の方々には、これらのこと重ねてお願いしたいと思います。本省普及課としても、引き続き、普及指導員の活発な現場指導活動を支援していく観点から、研修の開催等による資質向上に重点的に取り組むとともに、各都道府県の事業推進状況を適時に把握していきたいと考えております。

\*\*\*\*\*

### 普及員だより

\*\*\*\*\*

鹿児島県大島農業改良普及センター 茶圓耕一

#### 農業者の技術ニーズについて思うこと

私が農業試験場の研究企画調整の業務を行う立場から普及員になって早いものでもう1年が過ぎようとしています。

私は経営担当ですが、先日作物担当と「さとうきび株出し管理機（本県農業試験場開発）」実証展示ほの収量等の調査に行きました。この機械の導入が経営に対してどのような規模拡大や所得拡大の効果をもたらすか、この機械を農家、営農集団、町受託組合のどこが導入してどのように運用するのがよいのかを検討し、経営面から技術の普及を支援していくためです。

「株出し」とは冬春期のさとうきびの収穫後に株元から再生する茎を1年後に再度収穫する技術のこと、キクなどの二度切りに似たイメージの技術です。収穫後に更地にして夏に苗を植付け1年半後の冬に収穫する夏植作型の体系と比較すると、単収さえ確保できれば低成本で土地利用効率も高めることができます。株出しの作型で単収を確保するためには収穫後出来るだけ早く株揃え、排土、施肥等を行なう必要があります。これらの作業はさとうきびの収穫最盛期に収穫作業と併行して行なうべき管理作業ですが、農家は収穫作業と管理作業が競合する場合には収穫を優先します。そこでこれらの管理作業を一括して行うことによってこの作業を適期に行えるようにした技術は経営改善に大きく貢献すると考えられます。したがって、是非とも現地に普及させたい技術だと考えていますが、実際に導入選択するのは農業者ですので、本当に導入されるのか一抹の不安もあります。現在のところ、実証展示ほを活用して農業者に対して新しい技術の提案を行っている段階にあります。

農業の技術開発では、病害虫や生理障害のような現場で顕在化している課題を短期的に解決する「問題解決型」の技術開発と、5年や10年あるいはもっと先の農業や担い手の姿を想定しながら革新的な技術を開発する「長期戦略型」の技術開発があると思います。この「さとうきび株出し管理機」は、農業者の経営の現状の中に隠されている課題を見抜いて、将来株出し面積の拡大がさとうきび農家の経営安定と生き残りに欠かせないということから対応策を提案したという意味で、農業者の目に見えないニーズを捉えた「長期戦略型」の技術であると思います。このような長期的な技術開発ニーズの把握には、将来の農家・地域農業の姿の予測や、経営の発展を阻害しているのに経営主自身も与件として受け入れてしまっている問題点の掘り起こしなど、日常から農家と密接に関わりながら、ともに将来の生き残りを模索する普及指導員の目が必要ではないかと思います。

ところで、ニーズを満足させる技術開発には、特に「長期戦略型」の技術開発には、高度な基礎研究の情報（シーズ）をうまく応用していく必要があります。私のような経営担当普及員は農家の経営面まで見た中のニーズは見つけられるかもしれません、そのようなシーズは持ち合わせておらず、技術担当普及員や試験研究機関の研究員と密接に情報交換していく必要があります。これからは普及指導員の目で見た長期的な技術課題を研究現場に伝達していくシステムが必要になると思います。

私の県では普及センターや行政機関に対して試験研究機関への要請課題調査を行っています。「今普及現場にはどのような技術開発ニーズがありますか」というニーズ把握のための調査というイメージのものです。そこで試験研究機関に寄せられた要請課題を見ると、「問題解決型」の技術開発に対する要請が多かったです。おそらく一普及員が、今の問題として顕在化していないても将来的な問題を見据えて、あるいは農業者と夢を語って、「このようなニーズがあります。」という声を上げても様々な機関のフィルタを通過する過程で「個人のニーズではないか」とされ、消えていったものもあったのではないかと思

e-普及だよりメルマガ版12号.txt  
っています。このような調査報告は「問題解決型」の技術開発ニーズの伝達には非常に有効ですが、「長期戦略型」のニーズの伝達には別のシステムも必要ではないかと思います。

さて、先日、群島内にある3つの普及センターと農業試験場の2つの支場が技術開発及び普及で連携をとるため奄美群島研究普及連絡会がありました。研究員と普及員が一緒に現地をまわり、それぞれの目で農家を見ながら現状や課題について検討し、最後には特産の黒糖焼酎を酌み交わしながら交流を深めました。私はこののような場を多く設けることが「長期戦略型」ニーズを普及指導員から研究員に伝達するもう一つのシステムとして有効だと思いました。

現在のところ私は大島普及センターの経営担当として簿記記帳の支援を進めている段階で、簿記記帳結果を経営診断や営農計画策定に活かしている普及センターと比べると後塵を拝しているのかなと思っています。このような状況の中で、昨年は(社)全国農業改良普及支援協会が実施する営農支援通信講座を受講し、実際に経営診断業務に精力的に取り組んでおられる講師の先生から経営診断のノウハウをご指導いただく機会に恵まれました。そこで、今年は経営診断戸数を増やしていく決意しているところです。

簿記記帳結果に基づく経営診断では農家の経営上の問題点が明らかになります。その中で既存の技術体系の枠組みの中ではどうしても解決できない問題点があった場合に新たな技術体系が必要となってくるので、そのときに目に見えなかつたニーズが見えてくるのだと思います。そして見えてきたニーズを、焼酎を酌み交わしながら、研究現場に伝えていかなければと思っています。

何かとりとめのない文章になってしまいましたが、最後に数年前インターネット上に掲載された、私も思わず肯かされた、あるマーケティングコンサルタント氏が書かれたコラムを紹介させていただいて拙稿を終わらせていただきたいと思います。それは住宅用屋根材メーカーに対するコンサルタント事例をもとに、新しいマーケティングのあり方について考察したもので、内容を要約すると次のよう�습니다。

住宅メーカーの営業マンは家の内装や耐熱性の壁のことについては熱心に語ってくれるが、目に見えない屋根材のことについてはあまり言及しない。なぜなら住宅メーカーは「消費者は屋根に関心がない」と思っているからで、その結果として屋根材にはできるだけ安い素材を使って少しでも買いやすい価格にし多くの住宅を売ろうとしている。

しかし、本当に消費者は屋根材に関心がないのだろうか。私はこのような疑問を解決するため最近家を建てた消費者にグループインタビューを実施し、集まった消費者にいくつかの屋根材の特徴や価格を説明し意見を出してもらった。その結果、安い屋根材を使って家を建てた消費者が一様に「騙された」との意見を持っていることがわかった。そしてこの屋根材は少々値段が高めでも確実に売れる製品であることを屋根材メーカーに伝えた。

この相談事例から、コンサルタント氏は次のようなことを述べています。

- 1) 消費者の屋根材に対するニーズは、「ニーズは何ですか」と聞いて把握されたニーズではなく、屋根材メーカーが開発した製品を提案して初めて明らかになったニーズである。
- 2) 屋根材メーカーは直接の顧客である住宅メーカーの方を向いて製品開発しているが、それでは住宅メーカーの都合で情報操作され、正確な消費者ニーズが伝わらない場合がある。
- 3) 消費者ニーズと技術シーズを有機的に結びつけるためには、両方を知るスーパーマン的な人材が必要である。

\*\*\*\*\*

#### 平成16年度経営体育成普及活動全国コンクールエピソード編

\*\*\*\*\*

平成17年3月9日に平成16年度経営体育成普及活動全国コンクール(主催:(社)全国農業改良普及支援協会)の表彰式が行われました。

見事、「但馬牛繁殖と牛産地における飼養管理体系の再構築による産地強化」で農林水産大臣賞を受賞した兵庫県浜坂農業改良普及センターの、受賞の陰にあったエピソードをご紹介します。

兵庫県但馬県民局 地域振興部 浜坂農業改良普及センター

この度受賞した「但馬牛繁殖と牛産地における飼養管理体系の再構築による産地強化」の論文内容は、但馬牛の種牛産地が、牛肉の自由化を契機に子牛価格が低下し資金繰りの悪化など農家経営を圧迫し始めたことを契機に、放牧技術を利用した繁殖和牛経営における飼養管理体系の再構築の取り組みについてまとめました。論文中では、書面の都合上、普及員らしい泥臭いお話しがあまり記述できなかつたので、抜粋をご紹介させて頂きます。

## 1 慣れの恐ろしさ

人間、樂を知ると、さらなる樂を求め、それが間違った方向に行くと横着になってしまいます。放牧地で作業などの樂さを知った一部の農家は、さらなる省力を求めて、放牧地の能力以上に放牧をしました。その結果、汚濁化が進み、悪臭も発生し、近隣住民から苦情が寄せられ放牧を断念することになりました。省力化と手抜きを間違えた代償は大きかったですが、適正管理をした放牧場は規模を拡大し継続していることから、地域を視野に入れた放牧体系の必要性を学習した事例でした。

## 2 放牧の普及はもうしなくていい?

約15年も放牧技術の普及を続けていると、事務所内でも、普及の重点課題で「放牧を取りあげなくてよいのでは」と言つた議論が度々ありました。しかし、普及事業はリレー競技と同じで、歴代の普及員が1つの目標に向かってバトンを渡して活動を展開していくものです。普及活動への信念と緻密な計画があつてこそ継続的な活動ができたのだと思います。

2事例しか紹介できませんでしたが、今回の活動や論文の執筆を通して感じたことは、普及員1人での取り組みとチームでの取り組みとでは、結果(波及)に大きな違いが現れることを実感しました。

## 普及課からのお知らせ

## 【普及職員資格試驗情報】

～普及課ホームページ【資格試験情報】コーナー更新～

====普及指導員資格試験実施要領を掲載しました====

平成17年度から新たに始まる「普及指導員資格試験」の実施要領（農林水産省経営局長通知）の全文を掲載しました。試験方法や試験実施公告の時期などが定められていますので受験をご検討中の方は是非ご覧下さい。

====専門技術員資格試験合格証書の再発行手続について掲載しました====

専門技術員資格試験は4月1日をもって廃止されましたか、改正省令附則の規定により、本人の申請による専門技術員資格試験合格証書の再発行については、引き続き本省普及課で行うこととしています。この申請手続きについて、電話等によりお問い合わせ頂くことが多かったことから、今回、手続の流れや申請様式(例)を普及課ホームページに掲載しましたので、再発行が必要な方は参考として下さい。

＜普及課ホームページアドレス＞  
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm>

◆ ◆

## 【平成17年度に国段階で実施する普及指導員等研修計画について】

本年度、国（中央）段階で実施する普及指導員等研修計画について、普及課ホームページに掲載いたしました。積極的な参加をお願いいたします。

＜普及課ホームページアドレス＞  
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm>

◆ ◆

## 【普及職員等を対象にした e-ラーニング講座の開設】

平成16年度普及職員機能強化緊急対策事業により、社団法人全国農業改良普及支援協会がe-フーニングシステムを開発しました。平成17年度から「経営コース」「技術（害病虫指導）コース」「集落営農コース」の3講座が開講されます。このe-ラーニング講座は、普及センターや自宅などにおいてインターネットが使える環境が整えば、都合の良い時間に受講が可能ですので、積極的な受講をお勧めいたします。

詳しくは、(社)全国農業改良普及支援協会にお問い合わせ下さい。

なお、(社)全国農業改良普及支援協会ホームページ「あぐり e ランド」の「e-ラーニングデジタルカレッジ」にアクセスしていただければ、「e-ラーニング講座の体験版」をご覧いただけます。

「エーネット講座の体験版」と  
詳しくは、  
<http://www.ei-net.ne.jp/>  
をご覧ください。

【平成16年度地域農業再生総合支援事業全国協議会が開催されました】

平成17年3月8日に（社）全国農業改良普及支援協会の主催により、消費者の視点を重視した地域農業の再生・活性化に向けた普及組織の取り組みについて協議会が開催されました。

事例など詳しくは、  
<http://www.ei-net.ne.jp>  
をご覧ください。



### 【農業改良資金最新貸付事例紹介】

普及員の方々から、他の地域での農業改良資金の貸付事例を参考にしたいので、教えて欲しいという意見が多く寄せられます。

前号に引き続き、資金の最新貸付事例を紹介することとしました。

特に、農業改良措置を行う理由に注目して農家の貸付相談等、参考にしたいだければと思います。

#### ①『水稻の不耕起直播栽培による省力化と規模拡大』

##### 1. 地域の概要

当地域は県のほぼ中央部に位置する人口約35万人の都市である。地形的には約3分の2を占める丘陵地、○○川と○○川流域に広がる平野部からなっており、美しい自然と環境に恵まれた街である。

農業では、米・麦・大豆を始め施設野菜（ナス、イチゴ）、施設花き（鉢物）、果樹（ブドウ）、キノコ類の栽培が盛んである。

##### 2. 借受の動機

借受者は有限会社で、家族4人と常時雇用6人、臨時雇用2人の労働力により水稻26ha、麦40ha、大豆25haを栽培すると伴に、キノコ類を栽培している。環境保全型農業を実践し、エコファーの認定を受けている。

水稻の栽培面積が多くなったことにより、育苗管理が十分にできない状況となってきたために、省力化を図る必要が生じ、今回、レーザーレベラーと不耕起V溝直播機を導入することになった。

##### 3. 導入した機械、施設等

	事業費	借受額
レーザーレベラー及び 不耕起V溝直播機	5,515千円	5,000千円

##### 4. 事業実施の状況及び今後の目標

水稻栽培の省力化を図ると伴に、規模拡大を進め経営の安定を目指す。また、現在も行っているインターネットを利用した販売をさらに充実させ、消費者に安全で安心できる農産物を提供していく。

#### ②『農作業受託のためのクローラトラクター導入』

##### 1. 地域の概要

当地域は、周囲に山岳が多いため、昼夜の寒暖の差が大きく、また降雪量も多く特別豪雪地帯に指定されている。農産物は馬鈴薯、アスパラガス、トマト及びメロン等の産地である。

##### 2. 借受の動機

畑作専業で経営を行ってきたが、今後経営の多角化を図り、より安定的な経営を目指すため、新たに農作業受託を開始し、地域農業の生産維持及び所得向上を目指す。

##### 3. 導入した機械、施設等

	事業費	借受額
クローラトラクター	2,400千円	2,400千円

##### 4. 事業実施の状況及び今後の目標

新たに農作業受託を行うためにクローラトラクターを導入する。今後は、地域における農作業受託システムを構築し、地域農業の生産維持に寄与するとともに、より安定的な経営を目指し、所得の向上を図る。



### 【人事異動について】

4月1日付で普及課長の異動がありました。

(新) 雨宮 宏司 (生産局農産振興課より)  
(旧) 伊藤 英明 ((独) 農畜産業振興機構へ)

\*\*\*\*\*

◇◆◇農産安全管理課からのお知らせ◇◆◇  
「食品安全のためのGAP」策定・普及マニュアル（初版）について

\*\*\*\*\*

平成17年3月25日、閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」のなかで、食の安全及び消費者の信頼の確保をかかげています。この実行のために、リスク分析に基づいた適切なリスク管理措置の選択を行うこと、また、農場から食卓までのフードチェーンの各段階で、これに携わるすべての関係者がそれぞれ適切なリスク管理措置を講じることが重要です。生産段階における取組としては、食品安全のためのGAP（以下「食品安全GAP」という。）を導入し、農業者が自主的に実践していくことが重要です。

食品安全GAPは、産地の気象、土壤条件、作付け品目、栽培体系等に応じて、産地ごとのGAPを策定し、実践することが必要です。このため、食品安全GAPの推進の要点とともに、野菜（露地栽培（果菜類、葉茎菜類、根菜類）、施設土耕栽培（果菜類、葉茎菜類）、養液栽培（果菜類、葉茎菜類））、果樹（りんご）、穀類（水稻、麦類）、きのこ（生しいたけの原木栽培、菌床栽培）の生産段階での危害要因をリストアップし、その対策やリスク低減方法を網羅的に示す『食品安全のためのGAP』策定・普及マニュアル（初版）を作成しました。これを参考にして、各産地の食品安全GAPの策定と実践が進められることを期待しています。さらに、これを推進するため、「食の安全・安心確保交付金」による支援策も用意しています。ぜひ、ご活用下さい。

なお、本マニュアルの作成に当たっては、有識者による「GAP推進検討会」により検討されました。平成16年度は第3回まで開催しており、その検討会資料及び議事概要が（社）日本農林規格協会のホームページに掲載されていますので、ご覧下さい。

<http://www.jasnet.or.jp/jigyou/gap/gapindex.htm>

\*\*\*\*\*

★農政情報★  
新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました

\*\*\*\*\*

今後の政策推進の指針となる食料・農業・農村基本計画については、おおむね5年ごとに見直すこととされています。

平成12年3月策定からおおむね5年が経過すること、農業の構造改革の立ち遅れなどから、平成15年8月、新たな基本計画の策定に向けた作業を着手し、同年12月には、農林水産大臣から、食料・農業・農村政策審議会に対して諮問が行われました。

これを受け、平成16年1月以降、食料・農業・農村政策審議会企画部会において議論がなされ、平成17年3月9日、食料・農業・農村政策審議会から農林水産大臣に対し、答申が出され、これを受けて、同月25日に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定されました。

なお、詳細については下記をご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/keikaku/20050325/top.htm>

\*\*\*\*\*

#### 編集後記

\*\*\*\*\*

東京では、ちょうど桜が咲き始めました。なかなか昼間に桜をゆっくり見上げることはないのですが、春眠に耐え、朝30分早く起きて、桜の木がある場所まで遠回りして出勤するとすっきりした気分で仕事ができるような気がしています。

さて、新年度を迎え、このe-普及だよりを初めて受信される方も多いかと思います。昨年のメールマガジン化により、気軽にかつ迅速に普及事業情報を配信できるようになりました。また、農水省普及課ホームページにもできるだけ頻繁に最新情報を掲載しています。ぜひ、これらを普及事業等の推進のために活用していただければと思います。

今年度もよろしくお願ひします。  
(e-普及だより 編集委員S)

e-普及だよりメルマガ版12号.txt  
なお、このメールマガジンに関するご意見・ご要望などがございましたら、  
下記までご連絡願います。  
e-fukyu@nm.maff.go.jp  
03-3502-8111 (4278)

バックナンバーは、普及課ホームページ  
<http://www.maff.go.jp/soshiki/nousan/fukyuuka/newsite/index.htm>  
から閲覧できます。

---

\*\*\* ご注意 \*\*\*

メールマガジンに記載したURLで、一部PDF形式のものがあります。  
PDFファイルをご覧頂くためには、農林水産省ホームページにある  
「Get Acrobat Reader」のボタンでAcrobat Readerをダウンロードして  
ください。

---